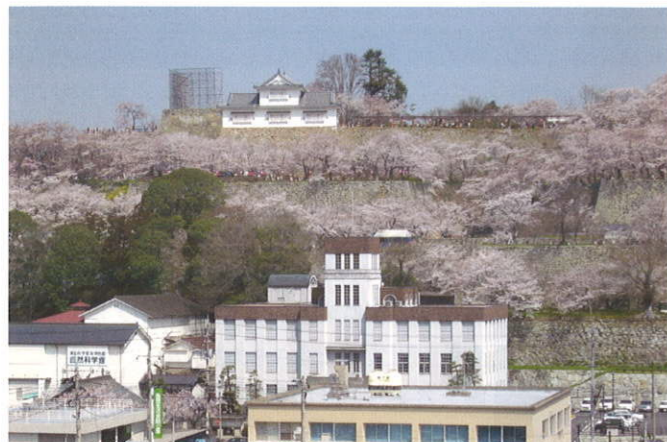


五番門南石垣土塀を復元しています。

平成17年度整備工事の概要



南から見た備中櫓

備中櫓を南から見て左側に、備中櫓から接続するように石垣が西方向に伸びています。この石垣は「五番門南石垣」と呼んでいますが、備中櫓を復元整備する前に積み直しをした石垣です。今年度はこの石垣の上に土塀を復元しています。

土塀の基本的な構造は、ほぼ一間間隔で柱を建て柱頂部は腕木や出桁で瓦屋根を支え、柱の間及び柱の表面まで塗籠め、外面は漆喰で仕上げるといふものであり、このような土塀は各地の城郭で一般的に認められるものです。

そこで津山城の土塀についてですが、①古写真からは漆喰塗の土塀が存在したことが判明します。また、その土塀の軒の高さが概ね七尺（約2.1m）程度であることがわかります。②次に絵図面からは、瓦葺、漆喰塗仕上げで、弓狭間・鉄砲狭間を備えた姿が描かれています。よって、津山城土塀の外観は軒の高さ七尺程度、瓦葺で漆喰塗の一般的な外観の土塀であったことがわかりました。



復元途中の土塀の柱の様子

ところで、古文書には土塀の修理に関する記事が多数見られます。それらの記録の中で注目されるのは、『勘定奉行日記』の「下地一重之所も追々者元之如く二重に相戻し度」（享和3年5月28日）という記事です。ここに記された「二重（塀）」

という語は、いわゆる「太鼓塀」を指すものと思われます。太鼓塀とは、土塀の土壁を表側と裏側に別々に設けて中を空洞にした塀で、その構造が太鼓に似ていることから名づけられたものです。通常はその空洞部分に栗石等を詰め込みます。

このような構造の例は金沢城に現存するのみで、江戸城などにもかつて存在したと伝えられていますが、非常に特殊な構造の塀です。

以上の各種史料を総合し、「五番門南石垣土塀」の仕様は、外観は先に述べたとおり「軒の高さ七尺程度、瓦葺で漆喰塗」で、その構造は文書に示されているとおりの「太鼓塀」という仕様で整備することとなり、8月より工事を進めています。



土塀の壁塗の様子

また、備中櫓の東側の整備も進めています。この部分は現在藤棚がありますが、江戸時代には「長局」と呼ばれる多門櫓が建っていたところです。

長局の建物の柱位置は絵図から確定できるので、この箇所は藤棚を一時撤去し、長局の柱の立体表示と藤棚を兼ねるものを設置することとしています。これは備中櫓のような建造物の復元整備ではありませんが、実際の建物の柱の位置を皆さんに知っていただき、当時の建物の間取りを現地で理解していただくための参考になるものと思います。

今年度中はこれらの工事中のため、備中櫓周辺が歩きにくくなるがありますが、悪しからずご了承いただきますようお願いいたします。

津山城だより

No.9

2005.12

発行年月日
編集・発行

平成17年12月20日
津山市教育委員会
津山城整備推進係
〒708-0824岡山県津山市沼600-1
TEL (0868)24-8413
株式会社 廣陽本社

印刷

津山城だより

TSUYAMAJODAYORI

No.9

2005年12月

津山市教育委員会
津山城整備推進係

こだわりの 備中櫓 その秘密に迫る！！



備中櫓完成から半年が経過しました。

備中櫓が完成して半年余、この間多くの方々に入場いただき、すでに入場者数は80,000人を超えています。入場していただいた方からは、多くの有用なご意見を頂いており、今後の整備方針にも活かしていきたいと思いますが、それらのご意見の中に、「備中櫓に説明が少ない」というお声を多数頂いております。

備中櫓復元整備工事は「今は失われて遺らない建造物を、発掘調査の成果及び資史料等の分析結果に基づき、遺構直上の盛土造成面において、当初の材料及び工法等に十分配慮しつつ新たに再建」した『復元展示』として位置づけられています。

そのため備中櫓の内部には、「江戸時代に実際に存在した

もの以外は極力置かない」という方針を徹底しており、現状では説明は部屋の名前のみの表示という状態です。この点については今後何らかの改善が必要になるかと思われます。

ところで、個々の説明が現状では不足しているとはいえ、備中櫓の内部の仕上げは、各種資史料の分析や、市内に遺る類例等を手がかりに、隅々まできちんと根拠をもった復元としています。

そこで今回の「津山城だより」では、一見しただけでは見過ごしてしまうような細部の仕上げについて解説します。ここに盛り込むことのできた内容は、今回の復元整備にあたって検討した様々な課題のうちのごく一部に過ぎませんが、単なる「雰囲気」でなく、本当に細部まで徹底的に煮詰めて復元整備を行っていることのご理解の助けとなるよう、願っております。

これが備中櫓の細部の仕様だ！

北西張出室（管理室）

絵図によると畳敷きの部屋ですが、備中櫓の構造を見ることのできる唯一の空間としています。そのため敢えて床は板張りのままとし、天井も張らず、内部の壁も薄くして、天井の梁や垂木の様子、壁に埋め込まれている貫（柱を横に貫く木材）や楔を見えるようにしてあります。

この部屋の梁は備中櫓に使用されているものの中では細い方ですが、それでも直径1尺（30.3cm）以上もある松材を使用しています。またその上の垂木は3寸5分角の杉材で、これは一般住宅の柱に相当する太さです。



張出室天井の様子

西半居室群

備中櫓の中では格式の比較的低い居住空間です。内装の仕上げとしては最もベーシックな仕様です。

畳表は備後表、畳床は100%稲わら（徳島県産）を使用し、畳の厚さは2寸2分、畳縁は紺地本麻高宮縁としています。天井は竿縁天井で、竿縁は傾斜が比較的緩やかな猿頬（（竿縁の角を丸く削ぐ））とし、全体に木太く仕上げ江戸初期の特徴を表しています。また、天井板は羽重ねで竹製の桶子で止めていますが、見る方向によって天井板側面の断面が見えてしまいます。備中櫓では長局からのアプローチを意識して、東側からの進行方向からは、天井板側面が見えないように重ねてあります。さらに天井板も東の部屋ほど幅を広くし（（天井板は幅が広い））、同等の格式の部屋の中でも微妙な差異を表しています。また、壁は全面を漆喰壁とし、長押に取り付けられている釘隠は黒漆仕上げとしています。



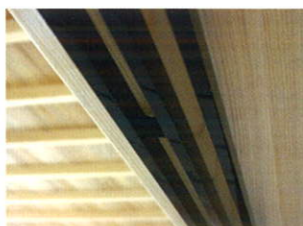
西半居室群（南西側から）



西半居室群引手金物

主要な建具である襖については無地の唐紙を使用し、引手金物は勸学院客殿（滋賀県大津市・慶長5年建立）及び長法寺（津山市井口）に保存されている襖の引手金物の痕跡を参考とし、横長のものとししました。引手には本源寺本堂（津山市小田中・慶長12年建立）の釘隠金物の鶴丸を中央に配しています。

襖の取り付けには、江戸時代初期の書院や櫓の形式に準じ、黒漆を施した「付桶端」と呼ばれる別木を無目の鴨居に打つ形式としています。付桶端内部の環金（（四枚の環のうち、中央二枚を柱間の中央に配する））についても、勸学院客殿等を参考としています。

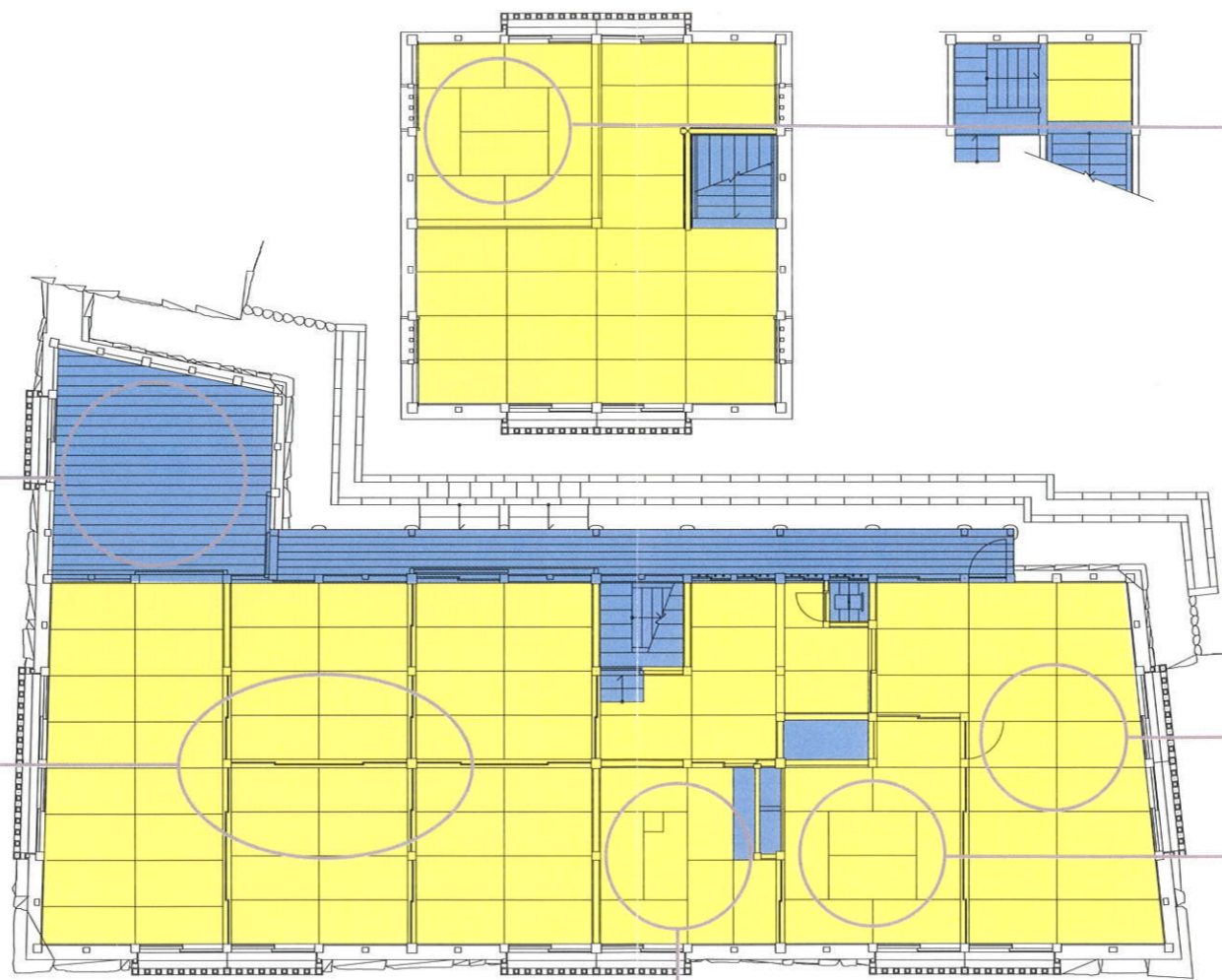


「付桶端」と「環金」

備中櫓の内部は、御殿建築となっていたことがわかっています。しかし、全ての部屋が同じような性格をもっていたわけではありません。史料を検討しても、名前の付いている部屋、付いていない部屋があり、それぞれ異なった役割を果たしていたものと考えられます。

今回の復元整備においては、各種史料の検討を踏まえて備中櫓の内部空間を格式により、3つの階層に整理しました。それは①二階「御上段」及び一階「御座之間九畳」②「御次十九畳」③一階西半分の居室群であり、おおむね部屋の格式もこの順番となります。ちなみに「御茶席七畳」は特殊な空間ですのでこの階層には含まれません。

備中櫓の内装はこれらの階層を表すため、細部の仕様を微妙に変化させています。ここではその細部の仕様や根拠などをやや詳しく解説します。漠然と見ているだけでは余り気がつかない部分もありますが、細部にまでこだわった備中櫓の内装を堪能してください。



御茶席七畳

茶室の構成は逆勝手であり、基本は表千家に準じていますが、部分的に織部の手法を取り入れています。これは森忠政が美作国に入る以前に織部の流れを汲む春屋宗円に師事したことも参考にしています。

亭主は北側に座し、客は西側です。上部の蛭釘は一般的な方向である下座に向く（西向き）ようにしています。その際に炉の芯と蛭環の芯が一致します。蛭釘の根元（天井板部分）が芯ではありません。蛭釘の天井裏は梁に楔で締め、十分に重量に耐えられるようになっています。

西側の雲板（織部床）は6分板を壁面より2分ふかして取り付け、幅は6寸程度としています。また、上部の竹釘は廻縁から9分下がった箇所長さに9分程度の竹釘を皮目を上にして斜めに打っています。

腰貼紙は湊紙を用いて、御座間からの入る部分は、「本花色」という色のついた紙を2段、継手を千鳥にして用いています。この色は茶室では一般的に用いられる色です。また、西側の壁面は客が座す部分で幅9寸の白い湊紙を用い、継手を2分程度としています。

二階御上段

二階全体が一つの部屋となっていますが、その中でもこの「御上段」が最も格式の高い空間です。二階の壁全体を鶴丸文の唐紙貼りとし、釘隠も本源寺本堂を参考に金張りのものを用いています。さらに御上段は天井を摺漆塗の格天井、畳縁は「武家好み」の代表的な柄である高麗縁中紋とし、唐紙の色も、この空間の主人を女性と仮定した上で女性の用いる赤色が映えるよう、その補色の淡いブルーに仕上げられています。



張出室天井の様子

段は天井を摺漆塗の格天井、畳縁は「武家好み」の代表的な柄である高麗縁中紋とし、唐紙の色も、この空間の主人を女性と仮定した上で女性の用いる赤色が映えるよう、その補色の淡いブルーに仕上げられています。

御次十九畳

一階では「御座之間九畳」に次ぐ格式の高い空間です。西半居室群に比較して、長押上は漆喰塗ですが長押下の壁が唐紙貼りになり、釘隠も金張りとなっている点が異なります。特に唐紙は江戸初期は小型の和紙しか製造出来なかったことを鑑みて、格式の高い部屋のみ、当初の手法に準じた小判貼りとしました。唐紙の文様は「武家好み」として一般的に用いられる「紗綾形」を採用し、雲母刷りとしています。



御次十九畳

一階では「御座之間九畳」に次ぐ格式の高い空間です。西半居室群に比較して、長押上は漆喰塗ですが長押下の壁が唐紙貼りになり、釘隠も金張りとなっている点が異なります。特に唐紙は江戸初期は小型の和紙しか製造出来なかったことを鑑みて、格式の高い部屋のみ、当初の手法に準じた小判貼りとしました。唐紙の文様は「武家好み」として一般的に用いられる「紗綾形」を採用し、雲母刷りとしています。

御座之間九畳

備中櫓内では唯一「床」違棚を備えた空間であり、一階では最も格式の高い部屋になります。「御次十九畳」に比較して、壁は長押上まで唐紙貼りとなり、文様も御次十九畳の雲母刷りに対して金泥の「紗綾形」を使用しています。天井は竿縁天井ですが、竿を摺漆塗仕上げとすることにより、格式の違いを表現しています。さらに畳縁も二階御上段と同様の、武家好みの高麗縁中紋を使用しています。



御座之間九畳

備中櫓内では唯一「床」違棚を備えた空間であり、一階では最も格式の高い部屋になります。「御次十九畳」に比較して、壁は長押上まで唐紙貼りとなり、文様も御次十九畳の雲母刷りに対して金泥の「紗綾形」を使用しています。天井は竿縁天井ですが、竿を摺漆塗仕上げとすることにより、格式の違いを表現しています。さらに畳縁も二階御上段と同様の、武家好みの高麗縁中紋を使用しています。

床及び違棚の形状や仕様は金物の含めて喜多院客殿（埼玉県川越市・慶長10年建立）を基準としています。違棚は床がある方を高くするのが一般的です。これは床の狝潜りからの光りを取り込むことからきているようです。



引手金物及び打掛金物

また、襖の引手金物は雲形として西側の各諸室とは形を変えています。さらに打掛金物は、二条城二の丸御殿（京都市・慶長7～8年頃建立）の形式・形状を参考としています。